

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案について

平成 24 年 6 月 18 日
内閣府（防災）

1. 経緯

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法の一部を改正する法律が、5月18日（金）に閣議決定されたところ。

その中で、市町村又は都道府県の区域を越えた被災住民の滞在（以下「広域一時滞在」という。）に関する受入れの手續並びに都道府県知事及び内閣総理大臣による調整に関する規定を新たに設けたところであるが（新設第86条の2～第86条の6）、都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行の手續について、政令事項としていることから、災害対策基本法施行令において、当該代行の手續を規定するもの。

2. 改正の概要

- （1）市町村が大部分の事務を行うことができることとなった場合における、都道府県知事による当該市町村長への事務の引き継ぎ（新設第36条の2第1項）
- （2）市町村長の事務の代行が終了した場合における、都道府県知事から当該市町村長への通知（新設第36条の2第2項）

3. スケジュール

災害対策基本法の一部を改正する法律（公布日施行）の審議状況により、その成立に合わせる形で閣議決定予定